

半島産品データベース登録 募集要項改訂版

＜募集内容＞

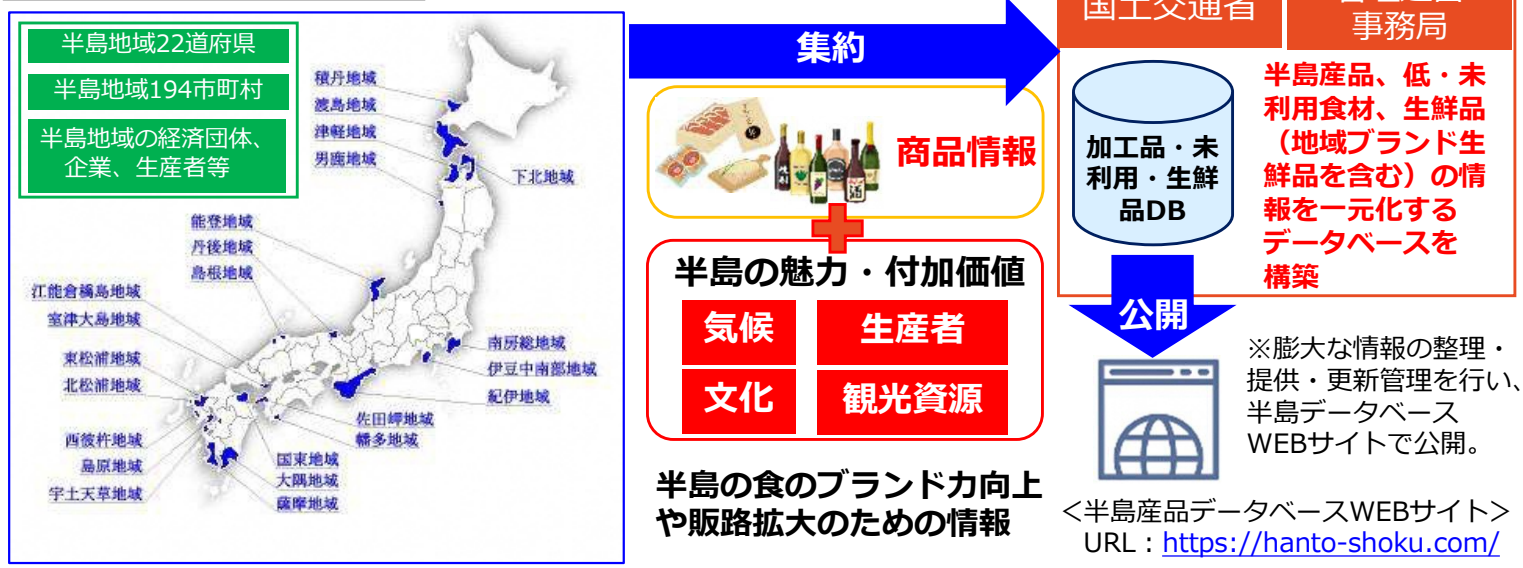
- ① 加工品
- ② 低・未利用・未活用食材
- ③ **生鮮品（ブランド認定された生鮮品を含む）**

半島産品情報の集約の目的

各半島地域において特産品の商品開発支援は行われていますが、開発された産品の多くが都市部への販路開拓が十分にできていないという課題を抱えています。

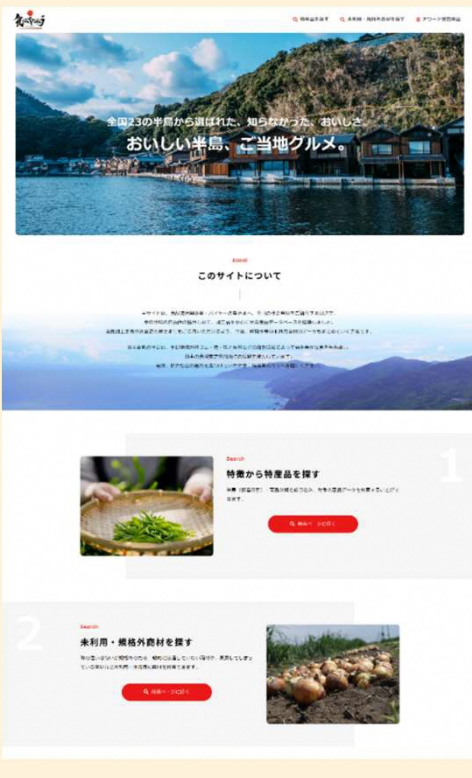
半島の食のブランド化推進に向けてのブランド力の向上や販路拡大のため、半島産品情報の取りまとめを行うデータベースプラットフォームを構築し、参画事業者を介し、広く半島産品情報を収集、発信を行える環境作りを行います。

<半島情報収集イメージ>

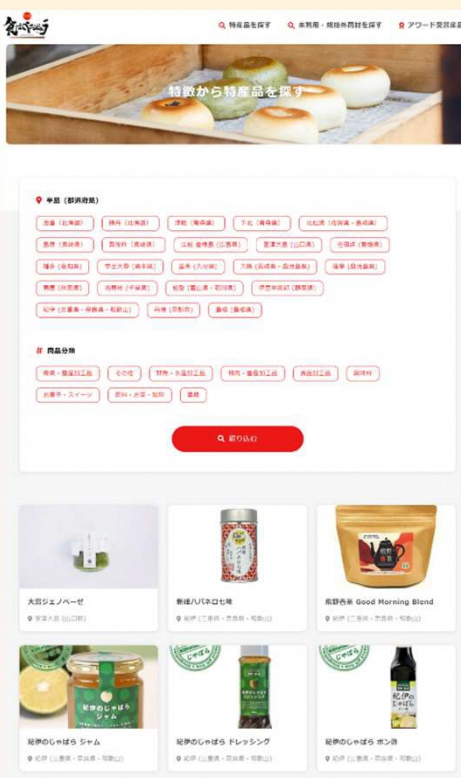


半島産品&未利用食材データベース マッチングサイト (URL: <https://hanto-shoku.com/>)

◆トップ



◆商品検索・一覧 (例: 加工品)



◆商品詳細



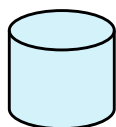
募集する産品の分類について

3つの分類に分けて半島産品情報を募集し、WEBで閲覧できるようにします。
サイトを小売・EC事業者、外食産業、OEM事業者等にご覧いただくよう情報の拡散を図り、マッチングの機会造成を図ることを目的として、各事業者の求める情報ごとにデータベースを構築します。

半島地域内で加工・製造された産品を用いたもの

①加工品

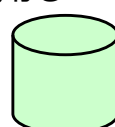
【追加募集】



半島地域内で加工・製造された一次産品で活用しきれていないもの

②低・未利用・未活用食材

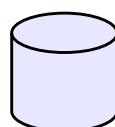
【追加募集】



半島産品の一次産品

③生鮮品（ブランド認定された生鮮品を含む）

【追加募集】



■ 産品情報のサイト公開への流れ

産品情報を**指定のEXCELフォーマットに入力、産品の画像とともに事務局宛にお送りいただきます（送付方法はP16のFAQを参照ください）**

半島産品データベースへと登録、各事業者が閲覧可能な環境を作ります。

半島事業者の持つ産品情報
[加工品/未利用品/
生鮮品（ブランド生鮮品を含む）]

①産品情報登録(Excelと画像)



<参考>
加工品検索画面

②産品
情報閲覧

③コンタクト
商談

④取引開始

小売・EC
事業者



OEM
事業者



外食産業



他事業者
(加工等)



半島産品データベースを構築し、販路拡大への挑戦と半島の食のブランド化を目指す！

令和5年度補正予算「半島の食のブランド化推進のための官民連携体制構築実証調査」（国土交通省委託事業）において、半島産品の発掘、販路拡大等のための官民連携体制を構築し、半島産品を「集合化」し、半島の食の価値を消費者に訴求することにより、半島の食のブランド化、ファン作りを図ります。

募集内容	半島産品データベースへの商品情報募集(通年)
事業目的	半島地域の半島産品の発掘、販路拡大等を図るため、半島産品の情報を「集合化」したデータベースを構築し、小売・EC事業者、外食産業、OEM事業者、メディア等の事業者が知りうる環境を実現する。 また、半島の食の価値を消費者に訴求することにより、半島の食のブランド化、ファン作りを実現し、良い物を高く売る「小ロット・多品種・高単価」商流の創出し、半島の食のブランド化を推進する。
事業主体	国土交通省国土政策局 地方振興課半島振興室 管理運営事務局：株式会社JTB 霞が関事業部
事業の取組内容	●「半島産品データベース入力フォーム」で商品情報登録（ 画像も添付 ） ●WEBサイトで半島産品データベースとして 一般公開 ●産品登録頂いた商品の中から 半島産品アワードを複数選定予定 （発表時期未定。副賞にて各種メディア等での商品露出等を想定。 過去の受賞産品は9～11ページ参照）
募集する 産品分類	①加工品 ②低・未利用・未活用・規格外食材 ③ 生鮮品（ブランド認定された生鮮品を含む）（農畜水産品）
登録申請要件	1. 半島振興法にて、半島振興対策実施地域に指定されている23地域（22道府県 194市町村 ）で収穫された産品または、 半島地域内で加工・製造された産品で 、以下の条件を満たすもの。 ①：農水産物を主に使用した加工食品・調味料・飲料等。 ②③：農水産物の一次産品。 2. 半島産品の食として 流通可能で販路拡大を希望 するもの。例えば、ECサイト（楽天市場、JALショッピングその他）で販売を希望する商品や、外食産業やOEMによる加工販売、食品外利用への活用のために、半島産品データベースに掲載することを希望するもの（輸出希望も含む。）。 3. 当資料「半島産品データベース登録募集要項」の「取得した情報の取り扱い」「JTB個人情報保護方針」「反社会的勢力の排除について」にご同意頂くこと。
登録方法 及び申請期日	半島産品データ入力フォーマットに必要事項を記入のうえ、メールにて登録申請（申請は通年受け付けております） ※送り先E-mailアドレス： hanto_shoku@jtb.com
お問い合わせ	管理運営事務局（株式会社JTB霞が関事業部内） 担当：竹内健二／秋元／安海 Mail： hanto_shoku@jtb.com 電話：03-6628-4790（平日09:15～17:30 土日祝日は休み） ※産品情報の入力フォームへの記載について、お困りごと等がある際は、事務局にご相談ください。入力フォームへの記入支援をさせていただきます。

【加工品】の考え方について

23の半島振興対策実施地域内で生産される食材を使って製造された**加工食品**が対象となります（※半島地域内で収穫された製品を使用しておらず、加工・製造も半島地域外の場合は、対象外となります）。

収集された情報は、小売・EC事業者や外食産業の事業者等に繋がるよう、半島産品データベースに掲載し、全国の誰でも情報を閲覧できるようにします。

こんな産品が登録できます

● 半島地域内の農産物・畜産物・水産物を使用した加工食品であること

※半島地域内で収穫された製品を使っていれば、半島地域外で加工・製造を行っていても登録対象。

※半島地域内で収穫された産品を主に使っていないが、半島地域内で加工・製造されている場合も対象

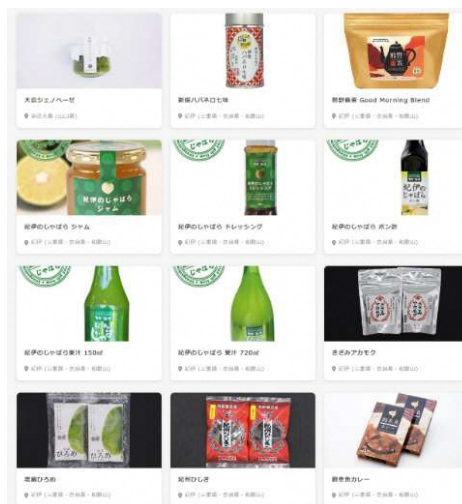
<登録できる産品例>

半島地域内の食品が使われた加工食品・飲料・酒など

（※半島地域内で収穫された産品を主に使用していない場合でも、半島地域内で加工・製造されていれば可）



登録されている産品の種類や傾向は、既に公開されているデータベースを閲覧しご確認ください。



<https://hanto-shoku.com/search/>

想定される活用例

小売・EC事業者



店頭・WEBで販売

外食産業



メニューに使用

他事業者



イベントや体験の景品（オンラインクレーン等）

【低・未利用・未活用食材】の考え方について

23の半島振興対策実施地域内で生産される食材、**または半島地域内の産品を主に使っていないが、半島地域で加工・製造されるもののうち、味には遜色ないものの、傷がついている、余剰生産となってしまった、サイズや外見が美しくないなど、**

『廃棄をしてしまっている』『規格外として相場より安価で販売せざるを得ない』等、**活用しきれていない低・未利用・未活用・規格外食材**として情報を収集します。

収集された情報は、外食産業やOEMによる加工販売や、食品外利用（化粧品、サプリメント等）等に繋がるよう、半島産品データベースに掲載し、全国の誰でも情報を閲覧できるようにします。

こんな産品が登録できます

① 味は変わらないが一般流通しづらいもの

（傷がついている、サイズが小さすぎる/大きすぎる、形や色がいびつ、収穫量・漁獲量が不安定である、等）

② 低利用等で廃棄もしくは安価で地元で販売しているもの

（漁で獲れた値段のつかない魚等）

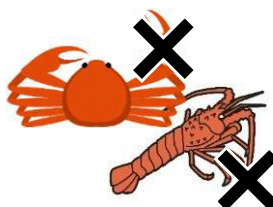
③ 加工品を製造する際に生じる余りもの、残りもの

（肉を整形する際の切れ端、果物加工後の余り果実・種・皮等）

<登録できる産品例>



傷やサイズ、形がいびつ等で一般向けに流通できない野菜・果物・魚介類



爪や足、触覚が取れてしまい通常価格で販売できない甲殻類（伊勢海老・蟹）



ジュースや加工品を作るために絞った果物の残り（果実・皮・種）

想定される活用例

外食産業



メニュー化

OEM事業者



加工食品化

他加工事業者



食品外（化粧品・ペットフード等）

【生鮮品（ブランド認定された生鮮品を含む/農畜水産品）】 の考え方について

**23の半島振興対策実施地域内で生産される生鮮品（22道府県又は194市区町村
その他これに類する団体（認定委員会、JA、漁協、商工会等）により認定等された
地域ブランド産品を含む）**の情報を収集します。

生鮮品（道府県の認定を受けた道府県産品を含む）については、半島振興対策実
施地域に該当する194市町村の区域内で生産・収穫・漁獲されるもののみが対象に
なります。

本募集では、一次産品にあたる**生鮮品（農産物・畜産物・水産物）**に限ります。
収集された情報は、外食産業や小売・EC事業者等に繋がるよう、半島産品データ
ベースに掲載し、全国の誰でも情報を閲覧できるようにします。

こんな産品が登録できます

● 半島振興対策実施地域内で生産される生鮮品 （都道府県や市区町村で認定されたブランド 生鮮品を含む）（一次産品）

- ・農産品・・・野菜、果物、穀物やお茶など
- ・畜産品・・・牛・豚・鶏・卵など
- ・水産品・・・魚・貝・甲殻類・海藻など



※ブランド認定産品で加工品の
産品の場合、「①加工品」
に申請頂けます。
※ブランド認定産品で未利用
の産品の場合、「②未利用」
に申請頂けます。

（地域認定ブランドの例）



想定される活用例

外食産業



小売・EC事業者



他事業者



半島産品データベースに登録を行うことで、WEBサイト上へ掲載が行われるだけでなく、以下の3つのメリットが発生いたします。

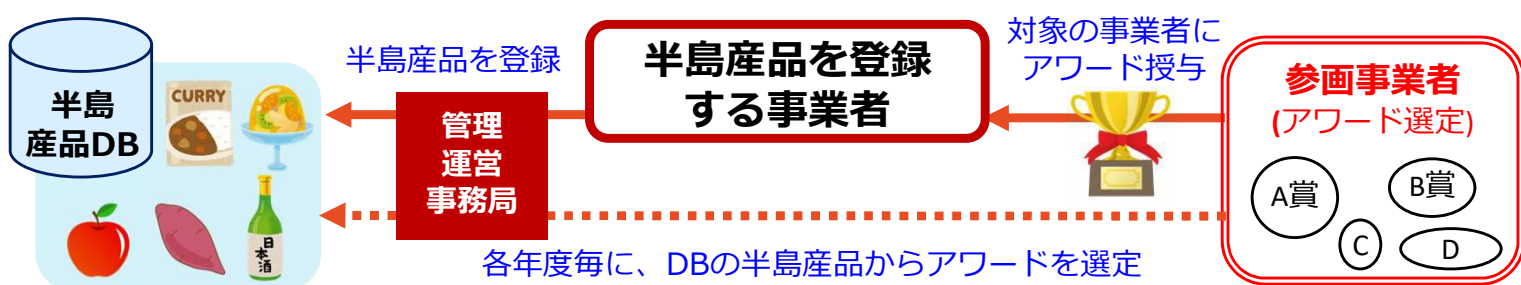
【1】半島産品アワードの選定対象になります

詳細：9～12ページ参照

半島産品アワードは、当事業への参画事業者等が、半島産品データベースに登録された半島産品から、それぞれの関わりの深い分野において販売促進が期待できる商品を選定するものであり、令和4年度から毎年実施しています。

今回の登録も、次回半島産品アワードの選定対象となります。受賞産品には、事業者ごとに、販売促進に資する副賞を付与しています。

※副賞は事業者毎に設定したものとなり、お選びいただくことはできません。



【2】他の事業で実施する半島産品フェア等の検討対象になります

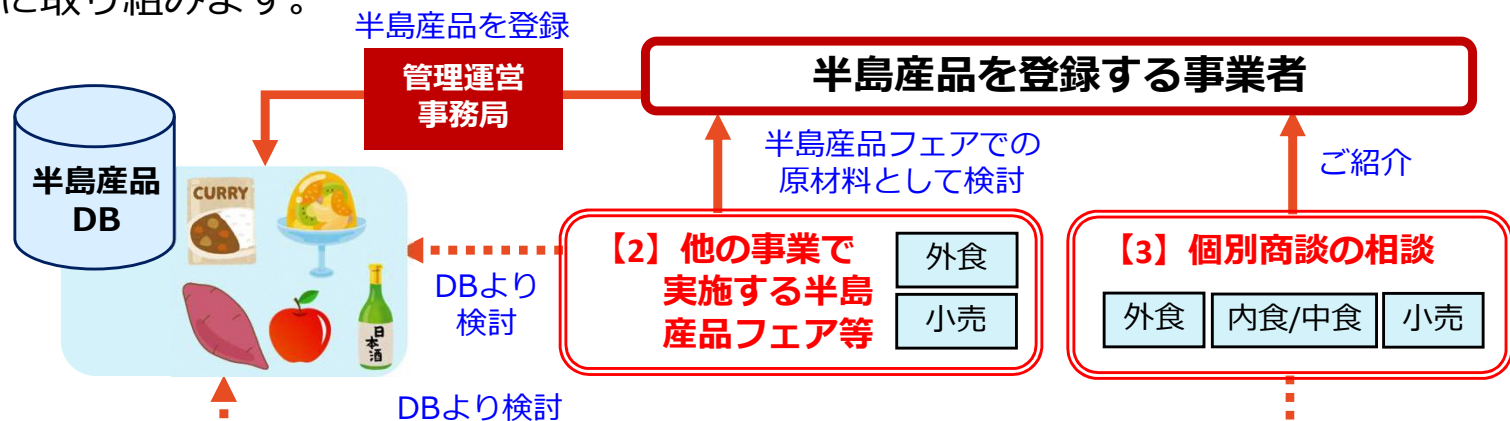
詳細：13～14ページ参照

半島産品データベースに登録された半島産品は、半島の食を応援する他の事業において実施する半島産品フェア等で使用する原材料の検討対象として活用します。

【3】個別商談紹介の検討対象になります

本事業関係者に対して個別に事業者から半島産品の相談をいただいた際、従前より、半島産品データベースに登録されている商品を中心に検討し、事業者の希望に合う商品については個別商談を紹介しており、昨年度もミールキットへの半島産品の活用などの商品化につながっています。

今後もこのような取組を継続し、半島産品データベースを中心とした販売促進に取り組みます。



- 半島産品データベースの中から、実証事業参画事業者7社が、それぞれ関わりの深い分野の視点から選定。
- 受賞産品には、副賞として各参画事業者からPR 特典等を付与。

【第1回 半島産品アワード（令和4年度） 対象商品】

アワード名	受賞産品名（半島地域名）	副賞
JTB Japanese Foods Premium Trade Fair 賞	・ マダムのすづけ 黒千石大豆ピクルス （渡島半島） ・ だし黒酢ジュレ （薩摩半島）	海外バイヤーとの オンライン商談会へ招待。
楽天グループ 半島 WEB 物産展賞	・ 漬けもん屋のぬか床 （紀伊半島）	楽天会員向け メールマガジンで紹介。
光文社 半島は日本の台所賞	・ 熟成の刺身「かんぱち」 （大隅半島） ・ 熊野と香る柑橘胡椒 （紀伊半島）	WEBサイト「半島は日本 の台所」で紹介、プレゼ ントキャンペーンの実施。
日本航空 HANTO DELICIOUS 賞	・ 海辺のトマトセット （島根半島）	日本航空の旅コミュニティ サイト「trico」のレッツ ゴー半島「番外編」として 掲載。 日本航空主催イベントでも 紹介。
大丸松坂屋百貨店 絶品発見！にっぽん の半島フード賞	・ やわらか干しいも もちりいも （西彼杵半島）	大丸松坂屋百貨店の歳暮企 画「絶品発見！にっぽんの 半島フード」で取り扱い。
毎日放送 西乃風ブラン堂賞	・ 海辺のトマトセット （島根半島） ・ 天空のマーマレード （佐田岬半島）	テレビ番組「西乃風ブラン 堂」で紹介。（令和5年 2月27日放送）
日音 うたなび！賞	・ 能登の極上素材プリン （能登半島）	テレビ番組「うたなび！」 内で紹介。（令和5年3月 13日～19日放送）

※令和4年度アワードURL：<https://hanto-shoku.com/award>

- 半島産品データベースの中から、昨年度より継続して取り組む実証事業参画事業者 7 社に加えて、新規の事業者 2 社が参加。それぞれ関わりの深い分野の視点より産品を選定。
- 受賞産品には、副賞として各参画事業者からPR 特典等を付与。

【第2回 半島産品アワード（令和5年度） 対象商品 ①】

アワード名	受賞産品名（半島地域名）	副賞
JTB 「Japanese Foods Premium Trade Fair 賞」	・ 農家の経験と火山の恵みの 結晶「ホワイトコーン」 (島原 半島)	海外バイヤー（香港）との オンライン商談会へ招待。
楽天グループ 「半島 WEB 物産展賞」	・ 糴の甘酒×12本セット (紀伊 半島)	楽天会員向けメールマガジンで アワード商品をメール文面に記 載し、紹介。 ※9月頃、1回配信予定
光文社 「半島は日本の 台所賞」	・ かきすき (江能倉橋島 半島) ・ さばの塩辛 (島根 半島) ・ 無洗米ちりめんじゃこ山椒ご はんセット (渡島 半島) ・ 能登の大納言あんこギフト (つぶあん・こしあん) (能登 半島)	・「半島は日本の台所」で商品 ご紹介（記事作成） ・プレゼントキャンペーン開催 (8月10日より1商品ずつ、 4週連続開催)
日本航空 「HANTO DELICIOUS 賞」	・ マーマレード 2 本セット (佐田岬 半島)	Web媒体：「On Trip JAL」 にてJALふるさとアンバサダーが 生産者・商品を現地取材し記 事掲載する。

※令和5年度アワードURL：<https://hanto-shoku.com/award2>

【第2回 半島産品アワード（令和5年度） 対象商品 ②】

アワード名	受賞産品名（半島地域名）	副賞
大丸松坂屋百貨店 「絶品発見！ にっぽんの 半島フード賞」	・ 八幡しゅうまい詰合せ （鯛・はも・いか各8個入） （佐田岬半島）	歳暮にて取り扱いを検討予定。 【販売期間】 EC:10月31日～12月20日 店頭：11月1日～12月20日
毎日放送 「西乃風ブラン堂賞」	・ フルーツ王国わかやまの溶けない「アイスくずバー」 （紀伊半島） ・ 翻車魚カレー （紀伊半島）	テレビ番組「西乃風ブラン堂」の地上波番組内で出演者植村あかりさんと川村文乃さんが選んだ半島商材をご紹介します。 （令和6年2月19日放送）
日音 「うたなび！賞」	・ 無農薬本わさび（100g）・ わさび漬けセット （伊豆中南部）	テレビ番組「うたなび！」内で紹介。（令和6年3月18日放送）
SATOYAMA & SATOUMI movement 実行 委員会「SATOYAMA & SATOUMI movement 賞」	・ タカエビ （薩摩半島）	イベント「カーボンニュートラルを考える 2024 by SATOYAMA & SATOUMI movement」食はペニンシュラ（半島）PRステージでの紹介、又は、イベントオリジナル商品（出演タレントとのコラボレーション商品）の食材としての活用。
DMM.com 「DMMオンクレにっぽんの半島フード賞」	・ やわらか干しいも もちりいも （西彼杵半島）	DMMオンクレ「にっぽんの半島フード」にてプライズとして取り扱い。
フォーシーズ 「半島応援賞」	・ タカエビ （薩摩半島） ・ うにソース （渡島半島）	フォーシーズが運営する店舗にて期間限定メニューとして活用を検討。又、それらをニュースリリースにて配信。

※令和5年度アワードURL：<https://hanto-shoku.com/award2>

R5半島産品アワード受賞事業者への国内の商談会や展示会等への出展の際の助成実施

- ・ R5半島産品アワード受賞事業者に下記のような商談会及び展示会等の紹介
- ・ 出展等の手続きフォロー、ブースでのPR方法等アドバイスや相談の受付
- ・ 出展費用の一部の助成

対象：出展申し込み費用/パンフレット・チラシ代（デザイン・印刷・発送費含む）/
出展装飾費/出展ブース内のパンフレット等資材等運送費/出展者の交通費・
宿泊費 等

* 展示会等への出展確認と希望する助成項目のエビデンス提出が必要となります。
また、展示会等への出展成果等、管理運営事務局からのヒアリング等へのご協力をお願いいたします。

【出展助成を行う候補の展示会や商談会一覧】

<24年度10～12月開催予定>

- ・ **FOOD STYLE Japan2024** 24年10月9日(水)～10日(木)@東京ビックサイト
- ・ **FOOD展2024** 24年10月9日(水)～11日(金)@東京ビックサイト
- ・ **地方銀行フードセレクション2024** 24年10月29日(水)～30日(木)@東京ビックサイト
- ・ **FOOD STYLE 九州2024** 24年11月13日(水)～14日(木)@マリンメッセ福岡
- ・ **第9回ドリンクジャパン** 24年11月20日(水)～22日(金)@幕張メッセ
- ・ **第5回フードテックジャパン東京** 24年11月20日(水)～22日(金)@幕張メッセ

<25年1～3月に開催予定（想定）> ※参考に24年の会名・開催日を記載

- ・ **FOOD STYLE 関西2024** 24年1月24日(水)～25日(木)@インッテックス大阪
- ・ **第21回シーフードショー大阪** 24年2月21日(水)～22日(木)@ATC
- ・ **第3回通販食品展示商談会大阪** 24年2月21日(水)～22日(木)@ATC
- ・ **FOODEX JAPAN2024** 24年3月5日(火)～8日(金)@東京ビックサイト
- ・ **第3回フードテックジャパン大阪** 24年3月5日(火)～8日(金)@インッテックス大阪
- ・ **第3回Good Foods Expo** 24年3月13日(水)～15日(金)@東京ビックサイト

半島の低未利用食材を利用！ オイシックスが紀伊半島の水産物を使用したメニューを販売！

会員数が約40万人（2023年6月末時点）の大手食品宅配サービス「Oisix」（オイシックス・ラ・大地株式会社）では、三重外湾漁業協同組合（紀伊半島：三重エリア）の水産物を使用した取り組みを開始（令和5年8月～）。今後も未利用、低利用素材の活用を中心に、販路拡大活動を進める予定。

Oisix ra daichi

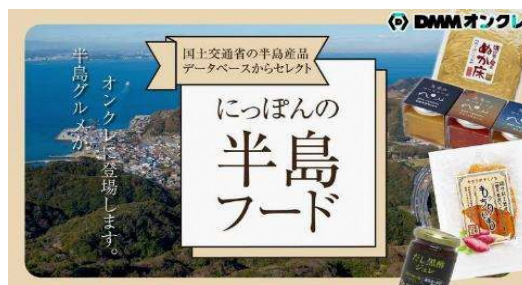


オンラインゲームによる 「半島振興フェア」の開催！

【DMMオンクレ】スマートフォンやPCを使って実物のクレーンゲーム機を遠隔操作し、24時間どこからでもクレーンゲームを楽しめるサービス。獲得した景品は、後日自宅に配送。

<他の取扱例>

- ・JA全農の産地直送通販サイト「JAタウン」
- ・全国の地方新聞社厳選のお取り寄せサイト「47CLUB」等



「半島産品データベース」からセレクトされた半島産品が景品に！

景品一覧

- ・漬けもん屋のぬか床（紀伊半島）
- ・天空のマーマレード（佐田岬半島）
- ・やわらか干しいも もっちりいも（西彼杵半島）
- ・だし黒酢ジュレ（薩摩半島）

フォーシーズが 「半島振興フェア（紀伊半島フェア）」開催！

FOUR SEEDS CORPORATION
株式会社フォーシーズ

令和4年に「おおかまど飯 寅福」（和食）、「BIKiNi」（スペイン料理）の都市部店舗で、「紀伊半島フェア」を開催。今後も、別の半島をテーマにした半島振興フェアを開催予定。

※ フォーシーズは、「PIZZA-LA」や「柿家すし」等のデリバリー事業をはじめ、「クア・アイナ」「TO THE HERBS」「ジョエル・ロブション」などの飲食事業を60業態1,300店以上で展開。





感動のそばに、いつも。



JAPAN AIRLINES

Rakuten

MDプランニング



Oisix



DMMオンクレ



FOUR SEEDS
CORPORATION

他、農林水産省「ローカルフードプロジェクト」、水産庁「さかなの日」に半島産品データベースを共有するなど、様々な企業・団体に情報提供し、半島産品の販路拡大を目指します。

農林水産省
ローカルフードプロジェクト



- 地域の食品産業を中心とした多様な関係者が持つ経営資源を結集するプラットフォームを形成。
- 地域の農林水産物を活用し、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを継続的に創出していくことを目指す。

連携内容

- 半島の食のブランド化事業をローカルフードプロジェクトWEBサイトで紹介。（令和5年1月）
- **企業マッチング促進を図るため、半島産品データベースを紹介。**

水産庁
さかなの日



- 水産物の消費拡大を官民協働で推進するため、毎月3日から7日までを「さかなの日」と制定。特に11月3日から7日までを「いいさかなの日」として強化週間に位置づけ。
- 賛同メンバー（令和5年2月末現在709団体）は、水産物の消費拡大に係る取組を実施。

連携内容

- 連携して地方応援イベントに参加。（令和5年4月）ロゴを使用したコラボ商品を販売。
- **企業マッチング促進を図るため、半島産品データベース（低・未利用魚情報）を、さかなの日WEBサイトで紹介。（令和5年2月）**

Q 入力フォームにどのように入力すればよいかわからない。

A 入力例のPDFも合わせてお送りさせていただきますので、ご参考にしてください。
また項目の内容に不明点あれば、4ページに記載の「半島の食ブランド化推進事業
管理運営事務局」までお問い合わせください。産品情報の入力フォームへの記載につ
いて、お困りごと等のご相談や入力フォームへの記入支援をさせていただきます。

Q 選定基準はないのか。どのように選定すればよいのか。

A 3つの登録申請要件を満たすこと以外については、各事業者のご判断にお任せしてい
ます。
頂いた情報を踏まえ、「半島の食ブランド化推進事業 管理運営事務局」にて精査の
上、掲載に問題あれば事務局よりご連絡させていただきます。

Q 生産数が多くない産品でも登録可能か。

A 本事業では「小ロット・多品種・高単価」商流の創出が目的となりますので、都市部
への販売促進を希望される産品でしたら、生産数が多くない産品でもご登録いただい
て問題ございません。

Q （②未利用食材で）発生しているロス分が少ない商材でも登録可能か。

A 本事業では、低・未利用・未活用の食材であれば登録可能です。
『活用の可能性があるものの廃棄されている食材』や、味に遜色ないが、傷がついて
いる、もしくは規格外等のため、『廃棄をしまっている』『相場より安価で販売
せざるを得ない』等、活用しきれていない食材の実態を把握するための事業となりま
すため、広く情報を頂きたく考えております。

Q （②未利用食材で）商材のどんな情報を登録すればよいのか。
またどう活用されるのか。

A 外食産業や、OEMによる加工販売、食品外利用への活用が見込めるような食材の情
報や、含まれている成分や栄養素による活用の可能性など、その食材の活用できるよ
うな商品の特徴等を情報として、入力フォーム記載いただければと考えております。

外食産業や、OEM事業者、他加工事業者の方々が登録された情報を閲覧し、活用方
法を検討し、必要に応じてコンタクトをいただく形になります。
例として、**外食産業でのメニュー化、加工商品への活用、化粧品原料、ペットフー
ドの原材料等**への活用を想定しております。

Q 生鮮品（生鮮食品）の「農産物」「畜産物」「水産物」の定義をお教えてください。

1. 農産物（きのこ類、山菜類及びたけのこを含む）

- (1) 米穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したものを含む）、玄米、精米
- (2) 麦類（略）
- (3) 雑穀（略）
- (4) 豆類（略）
- (5) 野菜（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断した、単に凍結させたものを含む）
- (6) 果実（略）
- (7) その他の農産食品（略）

2. 畜産物

- (1) 肉類（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結したものを含む）
- (2) 乳（生乳、生山羊乳、その他の乳）
- (3) 食用鳥卵（殻付きのものに限る）（略）
- (4) その他の畜産食品

3. 水産物（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、刺身（盛り合わせしたものを除く）、むき身（単に凍結させたもの及び解凍したものと並びに生きたものを含む））

- (1) 魚類
- (2) 貝類
- (3) 水産動物類
- (4) 海産哺乳動物類
- (5) 海藻類

Q データの入力が終わったらどこに送ればいいのか。

A 「半島の食ブランド化推進事業 管理運営事務局」宛にメールにて製品の情報をお送りください（Mailアドレス：hanto_shoku@jtb.com）。
EXCELファイル半島産品データ入力フォームと合わせて、一製品ごとに画像を1点以上5点までお送りいただきますようお願いいたします

Q アワードの副賞の詳細を教えてください。

A 本実証事業に参画しているJTB、日本航空、楽天グループ、MDプランニングの各社より、それぞれ販売促進に寄与する副賞の提供を予定しています（過去の副賞は9～11ページ参照）。

半島の食のブランド化推進のための官民連携体制構築実証調査 (令和3年度補正予算～)

半島産品の発掘、販路拡大等を図るため、**良い物を高く売る**「小ロット・多品種・高単価」の商流を創出し、半島の食のブランド化を推進。官民連携で、半島地域（22道府県・194市町村）の**半島産品の販売促進**を支援。

国土交通省

持続可能な官民連携体制の構築
(事業継続支援)

半島振興対策実施地域
(23地域)
22道府県・194市町村

農林水産省
(ローカルフードプロジェクト)

水産庁
(さかなの日)

情報発信、マッチング推進

連携

連携

JTB

半島産品(加工品・低未利用・ブランド生鮮品) **データベース**を運営。

楽天グループ

楽天市場・楽天ふるさと納税の半島産品**特集ページ**を運営。

MDプランニング

各種飲食店における、半島産品メニュー提供支援。

日本航空

半島の食をはじめとした様々な魅力を紹介する**WEBサイト・SNS** (HANTO 彩発見) を運営。機内誌や機内エンターテイメント、ECサイトによるプロモーションを行う。

You Tubeチャンネル「ふるさとプロジェクト」を通じ、半島の食の魅力等を発信。

JALショッピング・物産展・ふるさと納税、越境ECを通じ、半島産品を集合化・販売。半島地域の原料を使ったクラフトビール開発や半島食材のディナーショー開催。

本事業における産品情報の登録の際に、貴社名・住所・電話番号・担当者様の氏名等の連絡先情報および商品画像をご登録頂きます。

ご登録いただきましたこれら情報等の取り扱いについては、以下の内容にて適切に管理、運用を行わせていただきます。

＜利用範囲（個人情報等の取り扱いに関して）＞

本登録において入手した個人情報等の利用範囲は以下の通りとし、以下以外での利用に関しては、登録者の承諾をもって利用することとします。

- ・「半島の食のブランド化」に資する付加価値の高い加工食品の産品データベースとして活用します。
- ・産品データベースは、マッチング促進のために登録者情報と産品情報の一般公開を行います。
- ・本事業推進における、国土交通省、事務局、参画事業者、関連事業者の連絡用としても活用させていただきます。
- ・掲載期間は2025年3月31日までとし、以降の更新は自動更新（1年間）とします。削除・修正に関しては都度半島産品データベース運営事務局へ申しつけください。

また、個人情報につきましては、株式会社JTＢにて定める「JTＢ個人情報保護方針」（次ページ参照）に則り、適切に運用を行わせていただきます。

J T B 個人情報保護方針

JTBグループは、グループブランド体系「The JTB Way」のもとに、「地球を舞台に、人々の交流を創造し、平和で心豊かな社会の実現に貢献する。」ことをグループ経営理念としています。

当社は、この理念のもとに、「地球を舞台に『新』交流時代を切り拓く ～世界観、価値観の変化を敏感に感じ取り、デジタル基盤の上にヒューマンの力を生かして人の笑顔と夢をつなぐ、新しい交流時代を切り拓く企業グループになる。～」ことを経営ビジョンとしています。

このような理念、ビジョンの実現に向けて、個人情報保護法の遵守のために、お客様をはじめ、当社に関係する方々の個人情報を確実に保護することは不可欠の要件と考え、当社は以下の事項を実施します。

1. JIS Q 15001 規格に適合した個人情報保護に関するマネジメントシステムを作成し、役員及び全従業員がこれを厳守いたします。
2. 個人情報の収集、利用、提供等の取扱い、前記マネジメントシステムに従い業務上必要な範囲において、適法・公正な手段によって収集し、目的の範囲内で利用、提供等を行います。なお、特定した利用目的の範囲を超えた取扱いの必要性が生じた場合は、個人情報保護管理者による承認を得た後、改めてご本人様に利用目的などを通知し、同意を得るようにし、目的外利用はいたしません。また、そのための措置を講じます。
取得した特定個人情報は、番号法で定める利用目的、提供の範囲内でのみ利用し、提供いたします。
3. 当社内で取扱う全ての個人情報について、不正なアクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩等のリスクに対する、組織上・技術上、合理的な防止策及び是正策を講じます。
4. 個人情報保護及び特定個人情報の適正な取扱いに関する法令、ガイドライン、社会規範、公序良俗を遵守いたします。
5. 個人情報の取扱いに関する苦情及び相談、開示等の求めに応じる窓口を「お客様相談室」と定め、社内外に公表いたします。なおご本人様から求めがあった場合には、誠実かつ速やかに対応いたします。
6. 個人情報保護マネジメントシステムについて、定期的に監査を行う等点検し、継続的に改善を実施いたします。

制定 2004 年 1 月 1 日

改定 2020 年12月 1日

株式会社JTB

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎

個人情報保護方針に関するお問合せ窓口

東京都品川区東品川 2-3-11

株式会社JTB

お客様相談室

<https://www.jtb.co.jp/wmform.asp>

本事業における産品情報の登録の際に、以下の誓約事項をご確認頂き、反社会的勢力に該当しない事および関係しないことを宣言頂きます。

誓約事項

1 本事業に申込をする事業者は、自らまたは自らの役員、従業員、株主もしくは実質的経営者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないことおよび次の各号の一に該当しないことをここに表明および保証するとともに、将来も該当しないことをここに確約する。

1. 反社会的勢力が経営を支配していると認められること。
2. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること。
3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められること。
4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
5. その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をしてはならない。

1. 暴力的な要求行為。
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
4. 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為。
5. その他前各号に準ずる行為。

3 申込者が本条に違反した場合、相手方は何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

1. 本条各項の規定により本契約が解除された場合には、解除の相手方に損害が生じても解除した当事者は何らこれを賠償または補償することは要せず、また、かかる解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その相手方はその損害を賠償するものとする。